

発議第2号

多可町議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び多可町議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出する。

令和5年9月26日提出

提出者 多可町議会議員 日原茂樹
賛成者 同 上 門脇教蔵

多可町議会議員定数条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町議会議員定数条例（平成20年多可町条例第31号）の一部を次のように改正する。
本則中「14人」を「12人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

多可町議会議員定数条例の新旧対照表

| 現 行 | 改 正 |
|--|--|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、多可町議会議員の定数を <u>14人</u> とする。 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、多可町議会議員の定数を <u>12人</u> とする。 |